

○ 奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程 (平成19年4月1日 制 定)

(目的)

第1条 この規程は、奥羽大学（以下「本学」という。）のすべての構成員の人格を尊重し、ハラスメントが人権侵害をもたらすことを認識して、ハラスメントを防止し、公正で安全な環境における教育、研究、修学及び就業を保障するとともに、ハラスメントが生じた場合の救済等を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、ハラスメントとは、次のいずれかに該当する行為をいう。

(1) アカデミック・ハラスメント

教員等の権限を有し又は立場上優位にある者が、その優位な立場や権限を利用し、教育上不適切な言動、指導を行うことによって、その指導を受ける者の研究意欲及び研究環境を著しく阻害する行為

(2) パワー・ハラスメント

職務上優位にある者が、その優位な立場や権限を利用し、ハラスメントになるような不適切な言動をすることによって、勤労意欲及び職場環境を著しく阻害する行為

第3条 この規程は、本学に所属する職員（雇用形態を問わない）並びに、本学の学則に定める教育・研究上の身分を有する学生、聴講生、研究生、委託生、専攻生、（以下「職員及び学生等」という。）が行い、又は、これらの者に対して行われるハラスメントに適用する。そのハラスメントが、大学と関連性を有するものである限り、学内・外、正課・課外、就労時間内・時間外のいずれにおいて行われたかを問わない。

2 前項に掲げる者に対して、学外者がハラスメントを行ったときは、本規程に準じ、解決のために適切な措置をとるよう努めるものとする。

(禁止及び啓発)

第4条 本学は、すべてのハラスメントを禁止するとともに、その防止のために年に一度は職員及び学生等に対する啓発活動を行うものとする。

(ガイドライン)

第5条 本学は、本規程の目的を達成するために、ハラスメントに関するガイドラインを定め、すべての職員及び学生等に周知するものとする。

(学長の責務)

第5章 人事（奥羽大学ハラスメント防止等に関する規程）

第6条 学長は、職員及び学生等の教育、研究、修学及び就業を阻害するようなハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合には、この規程及び関連する規程等に基づき、迅速かつ適切に措置を講じなければならない。

（構成員の責務）

第7条 本学のすべての職員及び学生等は、本学が定めるハラスメントに関するガイドラインを遵守し、ハラスメントを行わないようにしなければならない。

（ハラスメント防止委員会）

第8条 ハラスメントの防止、被害の調査、被害者の救済及びその他の事項を審議するために、本学にハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を学長のもとに設置する。

2 委員会に関する規程は別に定める。

（相談窓口）

第9条 本学は、ハラスメントに関する相談にあたるために相談窓口を置く。

2 相談窓口はハラスメント防止委員により担われる。

（プライバシーの保護と守秘義務）

第10条 ハラスメント防止委員、その他関係する職員は、ハラスメントに関し職務上知り得た情報の秘密を厳守するとともに、関係者のプライバシーを保護し、人権を尊重しなければならない。

（不利益の禁止）

第11条 ハラスメントに関する苦情申立て、当該申立てにかかわる調査への協力、その他ハラスメントに対する職員及び学生等の対応に起因して、これらの当事者が不利益を受けることがあってはならない。

（虚偽の申立て・証言の禁止）

第12条 ハラスメントに関するあらゆる過程において、虚偽の申立てや証言を禁止する。本学は、そのような行為が発覚した場合、虚偽の申立てを行った者、もしくは虚偽の証言を行った者を厳しい審議の対象として取り扱う。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。